

事務連絡
令和6年7月1日

都道府県
各 放課後児童健全育成事業担当部（局）御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検結果及び安全配慮について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和3年6月に千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故の発生を受け開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」等による対策の一環として、「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検」（以下、「安全点検」という。）を各自治体等の協力の下、実施してきたところです。今般、令和6年5月1日時点の調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

これによると、安全点検を実施した782事業所（放課後児童クラブ）において、2,096か所の危険箇所を抽出しており、そのうち731事業所（93.5%）において、利用児童や保護者に対する注意喚起等の対応を実施し、対策が完了していることが分かっています。

放課後児童クラブへの来所・帰宅時の交通事故を未然に防ぐ観点から、すべての事業所において安全点検を実施していただきたく、つきましては、①危険箇所を把握したにも関わらず、安全対策が未実施である事業所に対しては速やかに安全対策を実施することに加え、②「主たる来所・帰宅経路」が未設定である、③通学路と重ならない「主たる来所・帰宅経路」の安全点検が未実施である事業所に対しては、「主たる来所・帰宅経路」の設定や安全点検、安全対策の実施を速やかに対応するよう助言等を行うよう、お願いいたします。

また、令和6年能登半島地震発生を受け、石川県、富山県、新潟県、福井県内の自治体において、今回の調査対象から除かれた事業所については、復興状況に応じて、適切な対応をお願いいたします。

今後、事業所の新規開所や移転等の際には、事業所や小学校と連携し、「主たる来所・帰宅経路」の設定を行うようにし、保護者や利用するこどもに対して周知をしてください。設定にあたっては、小学校の通学路が交通安全の観点も含めて設定されていることから、できるだけ通学路と重なるよう検討してください。また、安全点検を定期的に行うよう努め、必要に応じて安全対策を講じるなど、こどもが放課後児童健全育成事業を安全に利用できるよう、取組を進めていただくよう、お願いいたします。

なお、①～③のいずれかに該当する事業所が存在する都道府県及び市区町村におかれては、来年2月を目処に、再度、安全点検の実施状況について調査することとしております。その調査の結果、引き続き、①～③の事業所が存在する都道府県及び市区町村におかれては、その原因や安全点検の実施予定について、詳細な状況をお尋ねすることも検討しているところですので、あらかじめご連絡いたします。

こども家庭庁成育局

成育環境課 健全育成係

TEL:03-6861-0303

E-mail:seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

調査内容

- 令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」等を踏まえ、令和3年10月、全国の自治体に対して「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について（依頼）」を発出し、通学路と重ならない部分（※1）について安全点検を実施し、その状況について報告するよう依頼（**第1回調査**）。
 - ※1 通学路と重なる来所・帰宅経路については、令和3年7月9日付けの文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して作成された「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、合同点検を実施。
- 令和4年4月に「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果を踏まえた留意事項について」において、第1回調査のFU調査（**第2回調査**）を実施。
- **第3回**となる本調査は、前回調査時以降に開所している事業所も増加していることから、令和6年5月1日時点に開所している管内全放課後児童クラブの安全点検実施を市町村へ依頼（令和6年3月28日付）し、調査結果は以下のとおりとなった。

調査対象：令和6年5月1日時点で開所している放課後児童クラブ：25,624か所（能登半島地震の影響により、通学路が変更されている可能性がある石川県を除く）

（1）安全点検の実施状況について

- 令和6年5月1日時点に開所している放課後児童クラブ数 : 25,624か所
そのうち、安全点検を不要（※）とする放課後児童クラブ数 : 23,673か所（92.4%）

※本安全点検においては、来所・帰宅経路が全て通学路と重なる場合や、保護者による送迎を義務としている場合、過去2回の調査時に安全点検を実施した上で、その後も継続的に安全点検を実施している場合などは、市町村の判断により、今回の安全点検を不要としている。

（2）来所・帰宅経路の設定状況について

- 今回安全点検を実施した放課後児童クラブ数 : 1,951か所
そのうち、「主たる来所・帰宅経路」を設定している放課後児童クラブ数 : 1,656か所
「主たる来所・帰宅経路」を設定していない放課後児童クラブ数 : 295か所

(3) 安全点検実施の有無

- 「主たる来所・帰宅経路」を設定している放課後児童クラブ数 : 1,656か所
- そのうち「主たる来所・帰宅経路」の安全点検実施済の放課後児童クラブ数 : 1,340か所
- 「主たる来所・帰宅経路」の安全点検未実施の放課後児童クラブ数 : 316か所

(4) 「主たる来所・帰宅経路」における危険箇所の状況

- 「主たる来所・帰宅経路」における安全点検を実施している放課後児童クラブ数 : 1,340か所
- そのうち、「主たる来所・帰宅経路」において危険箇所を有する放課後児童クラブ数 : 782か所
- ※782か所の放課後児童クラブにおいて新たに2,096か所の危険箇所を抽出

危険箇所とは以下に該当するものを指す。

- ・見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ・過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
- ・保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所 など

- 危険箇所を有する放課後児童クラブにおける安全対策実施状況

安全対策を実施している放課後児童クラブ数 : 731か所
安全対策を実施していない放課後児童クラブ数 : 51か所

安全対策とは以下に該当するものを指す。

- ・利用児童や保護者に対する危険箇所の注意喚起
- ・帰宅時の職員等の付き添いの実施
- ・危険箇所における職員等による見守りの実施
- ・その他市町村の放課後児童クラブ担当部局が認めるもの

(5) 結果を踏まえた対応

・「主たる来所・帰宅経路」が未設定。 ・通学路と重ならない「主たる来所・帰宅経路」の安全点検を未実施。 ・危険箇所があるにも関わらず、安全対策を未実施。

上記に該当する放課後児童クラブについては課題があると認識しており、本調査依頼時にも速やかな対応を求めているところであるが、引き続き対応を行うよう自治体を通じて依頼を行い、事故発生リスクの軽減に努める。